

平成22年度第1回「岐阜県木の国・山の国県民会議」 議事録

(日時) 平成22年7月23日 (金)

14:00～16:00

(場所) 県庁4階特別会議室

(事務局)

・開会

(林政部長あいさつ)

(事務局)

・配付資料確認、委員紹介

【報告事項】

(事務局)

・「岐阜県木の国・山の国県民会議の会長・専門部会」について報告

(委員)

・異議なし

【会長就任】

(鈴木会長)

・会長就任あいさつ

・副会長指名 (金山委員)

【議事】

(鈴木会長)

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。

議題1の「平成21年度 岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書(案)について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・説明

(鈴木会長)

ただいま説明及び報告のありました、「岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書(案)」について、ご質問、ご意見をお願いします。

(鈴木会長)

今回の報告書の中では37、8頁のあたりに林建協働について記載されているが、全国の状況や件数、人数について実績値として示したほうがよいのではないかと。

(事務局)

ご指摘の箇所については、もう少し分かりやすい形で示します。

(都筑委員)

作業道については県の指導もあり開設が進んできた印象である。来年度分についても何割増しかの要望がきていると思うが、十分な予算措置はなされているか。

(事務局)

今年度は約200kmの開設を予定している。今後の予算措置については「森林整備加速化・林業再生基金事業」が23年度までであるため不透明感があるが、当面の要望については対応できると考えています。

(津川委員)

「ぎふの木で家づくりセミナー」に200人の参加があったということだが、以前に参加した際に、このセミナーについては予算の問題があり今年度限りという話であった。これだけ参加者があり一般の方へ「ぎふの木での家づくり」をアピールしているのに、ここでやめてしまっては・・・という気がする。若い人の中にも、ぎふの木で家を建てようという声が出てきている。このような事業は続けていくべきではないか。

(事務局)

今年度、性能表示材の認証センターを設立したところであり、証明材を売っていくPR活動の一環として、セミナーそのものではありませんが、岐阜県産材の家の良さをPRしていくこととしています。

(津川委員)

「証明材を売っていくPR活動の一環」として、一般の人を入れてセミナーの様なことをやっていくということか。

(事務局)

家づくりの最終消費者は一般の方々ですので、当然そういった工夫も必要であると考えています。

(中岡委員)

中津川の工場はB材中心ということだが、一番の問題はA材が売れない状況であると考ええる。A材の生産に伴ってB材、C材が出てくるので、A材の扱いを考えるべきではないか。

(事務局)

三重県の西村木材などと連携した新生産システムの取り組みを本県でも行っています。A材部分については木造住宅の分野で国産材化が進んでおり、例えば「タマホーム」などが国産材使用率を向上させています。柱材については確かに動きが悪いという状況もあるが、安定供給することで住宅分野での木材利用に関する需要が出てくると考えます。

(中岡委員)

A材はみな県外へ流れていく印象である。

(事務局)

例えば西村木材では、岐阜証明材制度にも協力していただいております。県外で加工された県産材が再び県内で消費されるなどの流れもあります。

長期優良住宅の普及や公共建築物等における木材の利用を促進する法律の制定等により、品質・性能の明らかな国産材製品の需要が増加すると考えられることから、ぎふ性能表示材推進制度の普及・定着や、乾燥機の導入を支援し、ぎふ性能表示材の供給体制の強化を図ってまいります。

(川合委員)

作業道について、間伐のために開設すると言われるが、つくればつくるほど水環境が荒れるので、一般の方々にとってはそのあたりに勘違いがあるのではないか、という意見もある。

(事務局)

災害に強く森林を荒らさない作業道の整備を進めるため、作業道開設事業者を対象に作業道開設研修会を実施し、開設技術の普及を図っています。

(清水委員)

人づくりに関して、5頁の中程に「担い手不足を解消するため、建設業者の参入を進めます」と書かれている。建設業が不景気な中で、労働力を林業に振り向けているという感じを受け、この書き方には違和感を感じる。例えば「他事業者からの参入を支援」などといった書きぶりにできないか。

建設業者からの参入を受け入れている事や、建設業協会での動きについての記述を入れたほうが誤解がなくなると思う。

(事務局)

建設業協会の方々のご協力を得て、県内各地でこうした動きが出てきています。林業への参入に対して積極的に取り組まれており、林業サイドでも徐々に受け入れ体制を整える必要があると考えます。こうした点では大いにアピールすべきと考えています。表現については工夫して記述します。

(水口委員)

私どもが林建協働に取り組んだのは3年前からであり、当時「地方元気再生事業」という内閣府の補助事業を活用した。その間2年間は研修などを実施した。林道や路網についてはプロという認識をもっていましたが、山仕事については多少の技術がある程度であり、色々勉強してきたところ。国・県・市の行政の人的・金銭的支援を受け、森林組合とも一緒にやるという林建協働の組合を、全国ではじめて設立できた。今年は森プロ計画を立てて事業を始めるところまで来た。県内の各地区でこうした動きが出てきており、全員が参加できるものではないが、ある程度山に対する意欲をもった業者による組織づくりが県内でも全国的にも広がりつつある。まだ課題や問題はありますが、これからはこういった仕組みがないと日本の山は守れないのかなと実感している。

(事務局)

建設業協会の方々のご協力を得て、県内各地でこうした動きが出てきています。林業への参入に対して積極的に取り組まれており、林業サイドでも徐々に受け入れ体制を整える必要があると考えます。こうした点では大いにアピールすべきと考えています。表現については工夫して記述します。

(山田委員)

目標に対してどの程度の進捗かについて教えていただきたい。例えば路網密度では十分クリアされるようだが、素材生産だと40万m³の目標に対して31万m³ということで、この後どういった施策を打っていくのか。その辺りについて説明願いたい。

(事務局)

需要側で年間10万m³が必要となる合板工場の稼働が始まります。これまでに間伐材

利用量の増加に併せて補助金額もあがるよう利用間伐の補助制度の見直しをして参りました。今後は以下の取組により事業者の需要の掘り起こし、生産体制の整備をして利用間伐量の増加に努めて参ります。

- ①集約化促進支援チームによる事業者の利用間伐計画の掘り起こし指導。
- ②集約化区域への利用間伐、作業道等への予算の重点配分
- ③公有林からの利用間伐の促進
- ④森林組合、民間事業者の連携による低コストな素材生産の推進等

(山田委員)

伐捨間伐していたものを利用間伐すれば、素材生産量としてカウントされるのか。

(事務局)

そうです。

(鈴木会長)

ご意見も尽きたようですので、続きまして議題2の「(仮称) 森林環境税」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・説明

(鈴木会長)

ただいま説明のありました、「(仮称) 森林環境税について」ご質問、ご意見をお願いします。

(川合委員)

知事は「森川海は一体」ということで海づくり大会を開催し、今度は清流国体も開催するというので、水に関わりが深くなってきていると感じている。他県を見ても熊本や富山では、「水と緑の森づくり税」という名称であり、平成17年当時は水への意識が少なかったと思われるが、根本的にネーミングの問題から検討し、条件付き賛成という人たちからも協力が得られやすい形にしないといけないと思う。

均等割り6%について、最初に導入した高知県で縁があって調査しているが、どうやらいただいた税をすべて使っていない様子。必要になれば上げてもいいと思うが、最初はもっと少額にしてはどうか。

間伐はある程度一巡したものと理解している。間伐のやり方を水環境に配慮した方法で見直すべきではと考えている。御嶽山などは保水力が素晴らしくあると思うので、そういうことを県民にもっと訴えて、海づくり大会に関わったこともあって、水や文化をみんなで守っていくというコンセプトも付け加えると良いと思う。

(伊藤委員)

税については5年ほど前に議論をし、その時点では時期尚早ということだったと理解している。さらに検討が必要ということと、県民の理解を深めることも必要だったということで、検討が止まっているものだと思っている。

以降5年間、税導入について特に理解を深めるようなことはなかったのではないか。今回改めて仕切りなおして、導入について検討することだと思うので、条件付き賛成にし、必要性を理解していただく、また、税の必要性がどうか議論するということの方

法論をしっかりしていけないといけない。5年間あったのだが、我々も含めて、議論を深めていくことができないか、やり方を工夫して、より多くの県民に理解してもらえような議論のやり方を検討すべき。

使い道の話も大切であるし、他県で取っているが使いきれていないという現状もあるようで、そこは「有効に活用すべきお金」として知恵を出して行く必要があると思う。しっかりとした議論が必要。

(山田委員)

民間の感覚からすると、使途も明確でないのにお金を集めるということは本末転倒。説明上端折られたのだと思うが、32億円という数字がいきなり出てきて、どこにどういってお金が必要なのか、という説明がないまま、使途はこれから議論するというのに驚き、民間では考えられない進め方だと思う。

例えば林政部の予算をオープンにして、「実際こういう事業をやりたいが、足りないんだ、こういう事業をやることによって県民はこれだけ満足するんだ、幸福が得られるんだ」、という説明から入っていかないと、税を上げるということに拒絶反応をされる状況になっている。順番を間違えないようにやらないといけない。「(お金が) あれば使い道はあるだろう」という話は民間では通用しないと思った方がいい。

(伊藤委員)

前回の議論でも、200億くらいの林政部の予算があってもなぜできないのか、ということはある。実際今取り組んでいることを見える形で、税金を投入したほうがいいものを提示して使っていく、ということで、そういうものはいくらでもあるだろうという意味。当然透明化が前提としてあった話。

(鈴木会長)

当時は、平成の合併が行われていて、人が多く住む都市的地域へ施策が集中し、森林を持つ町村は編入合併ということで、公的な施設の消滅だとか、職員の引き上げであるとか、そういう部分がどんどん進んでいった。その中で、森林行政を担うスタッフが減り、市町村でも関心が低くなってきた。そこで、市町村管理委員会を設置して、地域の関係者が中心となって地域の森林の利活用をめぐる議論がなされ、計画づくりやそのための財源が必要ではないかという議論があった。それが税の必要性の一つであった。

当時は経済発展が進み、円高も進んでいたということもあって、外需依存により、国産材の価格が低下してきた中、国内での需要を喚起していくためには、市民が国産材利用などに対する関心を高めるきっかけが必要だろうと、その部分を行政任せでなく、市民が参画したり、整備に関わっていくということもあって、そのための負担のあり方を考えていく、ということでの議論であった。そのあたりの説明が欠けていたと思う。

(林政課長)

32億円ということありきではなく、当時の研究会の提言としてそういうことがあった、ということである。今回はそういう背景もあるが、導入ありきではなく、森林の役割が見直されており、水環境を保全するという機運も高まっている中で、県としても新しい施策が必要ではないかという議論があり、県として必要な経費を整理して、足りない部分があれば、その部分について何らかの財源を負担していただかなければならない、ということである。

(篠田委員)

5年前の議論で、私は基本的には反対のスタンス。理由はB/Cがはっきりしないだろうということ。つまり税に見合う便益を県民にフィードバックできるか、客観的に明らかにしてからでないとお金が取れないだろうと。だからこそ、そのための研究をするんだということ、5年前からそのプロジェクトを自分で取り組んできている。

その結果、ある程度B/Cの計算、ラフな計算だが、に載せれるまでのモデルはできた。ただそれが、県全体に適用できるかどうかということはいずれから。5年前からあまり変わっていないと私も思う。

本当はこの議論を、費用と便益で一般の県民に分かりやすく説明して、理解してもらえる状態にするところをスタートとしていく必要があるだろう。

その際には、森林は木材を生産するのみではなく、環境保全にも役立っているだろうし、災害にも関連があるわけで、今後ますます地球温暖化の影響で変わってくるだろうと認識している。それに対して、森林づくりというものが、どういうふうに変えてくるのか、というバイアス部分もきちんとデータを出して積み上げていく、そして便益を上乗せするというようなことも必要になってくると思う。こういった議論を再開する時期としては良いタイミングだと思う。

(清水委員)

森林所有者が森を放置しているという責任、そこを、所有者が適正に管理できるような支援が必要と思う。

(高橋委員)

この会議で、森林環境税を導入するというのを議論していくということか、別途いろいろな委員会か何かで検討するということなのか。

(林政課長)

いろいろな委員会があり、外部有識者など広く意見を伺っていく。

(高橋委員)

外部有識者とは？

(林政課長)

この会議もご意見をうかがう会議の一つである。

(水口委員)

税導入について、先ほどの民間的な考え方もあり、確かにB/Cや使い道も重要ではあるが、それだけではないと思う。

日本人がCO2の問題など、環境問題に対して認識が高まっている中で、環境を守っていくためにはお金が必要である、ということも随分分かってきていると思う。どのくらいいるのかという部分で税率の議論もあると思うが、私としては、環境に対する意識を持ってもらうための税金もあるんだという方が（説明として）良いのではないかなと思う。これだけ必要だからこれくらい負担してください、というよりソフトランディング的な考え方でそういった税金も必要になってくるということ。緑と川を守っていくということで、税導入はあって良いと思う。他に無駄なところがあれば、そこは減らすということもあるだろう。

県全体の予算を見る機会があるが、県は全体として四苦八苦しなながら、借金しながら、

このまま進んでいいのかと思うところもある。必要なものは必要でみんなで負担しながら、と思う。

(村瀬委員)

反対ということで。仮称ということではあるが、今回は森林環境税ということで環境の保全という視点で税金を考えていくという文章が書かれており、森林のための税金ということになる。そうすると、県民としては生活という視点の中で、いろいろな環境があり、森林環境税の「森林」の部分にいろいろな名称が来ると、あらゆる分野で〇〇環境税、〇〇税といった形になって、税負担が増えてくるという可能性も無きにしも非ず、と感じている。

森林環境税がいけないと言っているわけではないが、税金という方法論を取るのであれば、それまでの議論、こういう税金導入をどういう形で理解を得ていくのか、というベースから話し合っていくべき。森林環境税導入ありきで議論が進められるのは良くない。

資料に書いてあるように外部有識者の意見を聞く、水環境の保全とか、さきほどの地球温暖化のような幅広い話などいろいろ考えると、今年度中に考え方をまとめるとあるが、時期は早急に決めつけしないで、議論の導入の部分はじっくりとしっかり議論すべき。それを県民の理解が得られれば、議論は円滑に進むと思う。

県にお金がない中で、県民一人ひとりがよりよい生活をするためにどうあったらいいかという根本的な議論にもなるわけだから、森林環境税がいかに大切であってかつ必要かということ、有識者だけでなく、より多くの人たちに時間をかけて理解してもらう必要がある。

(山田委員)

前回の議論が分かる資料、32億円の計算の根拠が必要。準備してもらえないか。

(鈴木会長)

ご指摘の通り必要であると思う。事務局に準備してもらおう。

(内藤委員)

導入しようと思うのであれば、下流域の住民に対して、山を放置したらどういうデメリットがあるのか、災害などにつながっていくのだと思うが、それを含めてPRすべき。

緑の募金と使い道が似通っていると思うので、その辺も整理すべき。

(高橋委員)

緑の募金について、企業として年間10000円払っている現状がある。赤い羽根募金に比べ緑の募金はなかなか集まらないよう。集め方の違いはあるが。議論の際には緑の募金についても整理する必要はある。

(鈴木会長)

いろいろご意見があると思う。今日を出発点として、再度議論を深めていくということになると思う。いつまでに委員からの意見を提出しなければならないか。

(林政課長)

今年度中にある程度方針を固めたいと思っている。後日改めてこちらから照会をし、資料を付けてご意見を伺いたい。その際、期限を示させていただく。また、それに限らず随時いただければと思う。

(中岡委員)

神奈川県では集めた税を上流の山梨県に出しているらしいが、愛知県では2億円もっており、そこからもらってくることはできないのか。群馬県でも（環境税の）議論があったが、東京都から取るべきだという議論があり、取れなかった。

（鈴木会長）

そういう議論もあった。前回研究会で提言をしたときにも、他に福祉だ、とかいろいろ求められたらどうだろう、ということで、ペンディング状態になってしまい、その後あまり触れてはいけないようなこともあった。

篠田委員もおっしゃったように、政策研究の分野では進められていて、今の岐阜県の森林環境税は上流域で考えているが、産業だけでなく沿岸の環境保全や文化の面でも森林は下流域に貢献しているのであって、例えば愛知県で設けられたものを岐阜県に還元するということの協議も必要ではないか、という研究領域もある。

もしかしたら流域の管理の中でお互いに税を持ち合うという、そういう基金をつくるということで県の方でも議論があったのではないかと思う。

今回は、岐阜県における森林環境税についての考え方を議論していくという一方で、岐阜県の問題を岐阜県の中だけでないだろう、というご指摘もいただければと思う。

（川合委員）

そういうこと（下流域にも負担してもらおうということ）であれば、水に対する手当の仕方があまり見えてきていないので、川下側から税を取るなら保水力についてもっと訴えるべき。

作業道について、つくればつくるほど水が荒れるので、そのあたりに勘違いがあるのではないか、という意見もある。

（都筑委員）

岐阜や大垣など人口の多いところの人たちが納得のいく使い方を考えると、税の使途として、ハード事業でなくソフト事業に限定して施策を展開する方が納得を得られやすいと思う。

森林・林業白書によると、森林は緑の社会資本であるとされており、国土保全とかそういうことは一般の予算で賄い、ソフトは新税ということでなら理解を得られるのでは。

（鈴木会長）

ご意見も尽きたようですので、続きまして議題3の「新たな岐阜県森林づくり基本計画の策定スケジュール等」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

・説明

（鈴木会長）

ご意見がなければ、最後の議題の、森林・林業再生プランに係る「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間取りまとめ）」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

・説明

（鈴木会長）

ただいま説明のありました、「森林・林業再生プランに係る「森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）」についてご質問、ご意見をお願いします。

(鈴木章委員)

4頁の伐採更新ルールの明確化について、皆伐面積の上限と、分収造林契約における皆伐を前提とした契約とは切り離せない問題と考えている。契約によっては100ha以上の皆伐を伴う施業を前提とした契約が多く、事実上契約履行が困難となっている。このため契約延長などにより、問題を先送りにしたり、地上権の買い取りによる解除により非皆伐の状態でも森林を取り扱うことが考えられるが、財源の問題により難しいと思われる。

制度・法律が現状に合わなくなっており整合性がとれない状態であるため、「皆伐面積の上限」について触れるのであれば、分収林地の取り扱いについても記載すべきと考える。

また、8頁のフォレスター制度について、ドイツを見倣い新たに制度を創設するということであるが、想定されているのは、県のAGや国の技術者とのことである。私の考えでは「森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有する者」は国有林の森林官であると思う。森林官のレベルは高く、現在の国有林の森林官の権限を民有林に及ぼせるのが最も近道ではないか。問題は人数が少ないということ。レベルを保って森林官を増やす必要がある。県のAGがフォレスターとなるのは否定はしないが名前が変わるだけという印象である。

(中岡委員)

自給率の目標を掲げるより、例えば木材価格を3倍にする方が有効である。木材が動かない元凶は価格が低いからでありインセンティブが働かない。木材価格が上がればここに書いてあるほとんどの事が解決する。

また、先般の集中豪雨において、小坂の森林の中はそれほど荒れていない状況であった。30年前は豪雨による表層崩壊が多発したが、現在は森林の根系も発達し、間伐の有無に関わりなく表層崩壊も起こりにくい。災害に対して強くなっている現在の森林を維持した方が、環境や国土防災の観点からみても有意義ではないか。木材生産を優先するあまり治山や砂防事業を増やす方がコストがかかる。今回の豪雨でもあの程度の災害で済んだと考えるべき。補償金を払って現在の森林資源を維持することも検討していただきたい。

(川合委員)

森林を維持するという案には賛成である。

森林に関する税は、人材育成などのソフト部分でも意識付けが必要。国際的にも木材と水に関しては、ある時期に価格が高騰すると言われている。高くなれば回転するがそれまでに人材を確保していく必要があるため。

(高橋委員)

新しい政権となり、林業に関する今の現状を踏まえた今後の方向性について全般的に書かれている。このとおりに進んで予算が付けば展望は明るいと思うが、選挙結果などをみるとスムーズな実現はむずかしそうである。我が国ほど水資源に富んだ国はなく、山の取り扱いについては、党派に関わりなく全体で一緒になり取り組んでいく必要がある。

8頁に「意欲のあるところに直接支援する」と書かれている。この部分は新しい記述であり、この部分が進むなら、森林の整備は進むと思われる。木材価格にもよい影響を与えると考えられる。

弊社でも下呂地区で200haの集約化を始めたが、森林組合と違い企業による取り組みには困難があった。例えば集約化の際に境界確認を行った場合に補助金がでるが、森林簿の開示の点で隣の所有者がわからないという問題があった。なんとか200haをまとめたが、所有者数が少なかったため（境界確認の）ha単価は小さいものとなった。単価を下げても施業をやらせてもらえるよう柔軟に対応していただきたい。

山づくりで特にシカの害が深刻である。新植した場合一晩で全滅することもある。ネットが必要であり植栽後6～7年生までは防除が必要となる。猟師に依頼する方法もあるが、一時は県内に1万5千人いた狩猟者が現在では3千人以下となった。また猟期を過ぎた3月、4月にシカが現れるため有害駆除による対応が必要となる。このため社員に狩猟免許を取得させ、地域の猟友会に参加するなどの自助努力が必要となっている。

(鈴木会長)

その他、ご意見・ご質問はありませんでしょうか？

それでは、意見も出尽くしたようですので、本日の県民会議の議事を閉じさせていただきます。

委員の皆様には、長時間にわたりご検討いただき誠にありがとうございました。

以上

平成22年度 第1回岐阜県木の国・山の国県民会議【追加意見】

◆岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書(案)について

委員	主な意見	対応	担当
高橋利見委員	森プロやチャレンジ事業等の実行状況や成果については公表すべきである。	森プロについては、認定団地毎に進捗状況を随時把握するとともに、年間目標に対する実績などを県産材流通課のホームページで公表しています。一方、チャレンジ事業については、現状では実施状況を公表していないが、今年度中に森プロと同様、公表していく仕組みにする予定です。	木材生産担当
高橋利見委員	市町村管理委員会については、設立数やカバー率をとらえるだけでなく、地域で有効に機能しているかの検討が必要である。	委員ご指摘のとおり、市町村森林管理委員会(仮称)は、設立が目的ではなく、設立後の活動・取組内容が重要です。先般、7月に市町村森林管理委員会(仮称)の活動内容に関する情報交換会を開催し、市町村職員と各森林管理委員会の取組状況、今後の活動に向けた意見交換を実施しました。今後もこうした情報交換会などを通じ、地域での活動内容について検討していきます。	技術支援担当
鈴木章委員	「平成21年度は「新緊急間伐五カ年計画の終期であり、5年間で約72,000ha(進捗率98%)の間伐が行われました。その結果多くの間伐未実施林分が解消され森林の公益的機能が高まるなど、災害に強い森づくりが進みました。」とありますが、この表現では一般の人には、間伐が必要な林分の98%が間伐実施されたと受け止められ、緊急に必要な間伐施策がほぼ完了したように受け取られる。間伐は1回実施すれば完了ではなく、現実には県が定めた目標面積はほぼ達成できても、未だに多くの放置人工林が存在します。高齢級間伐については対策が講じられているようではありませんが、引き続き放置人工林解消については対策が必要であることを報告すべきだと思います。	「平成21年度は「新緊急間伐五カ年計画の終期であり、5年間で約72,000ha(計画達成率98%)の間伐が行われました。その結果多くの間伐未実施林分が解消され森林の公益的機能が高まるなど、災害に強い森づくりが進みました。しかし、これまでに間伐した森林も一定の期間が経過することで再び込み合ったり、森林施策の長伐期化などにより、今なお多くの森林が間伐を必要としています。また、取り組みを強化している・・(省略)・・」に修正します。	間伐担当

平成22年度 第1回岐阜県木の国・山の国県民会議【追加意見】

◆(仮称)森林環境税について

委員	主な意見
高橋利見委員	<p>この目的税を創設する前提として、何故岐阜県税として徴収する必要があるのか、国の政策では駄目なのか、具体的な使用目的と規模、何年間か等、税の必要性を明確にする必要がある。</p> <p>また、既に木曾三川公社、森林公社が下流域からの財源を得て森林の整備をしていることとどう整合性をもたせるか。更に使用についても明確に公表しなければ、仮に成立しても対外的に評価されないと思われる。</p>
鈴木章委員	<p>国も県も森林とか環境と言え、国民や県民は税金を払うことに理解を示しやすいことを利用して、安易に「環境税」の名の元で財源を確保しようとする傾向がありはしないか。</p> <p>自治体の中には環境税を集めた方がいいが、財源を確保することが目的となっていたので、その使途に困っている自治体もあるように聞く。そのような自治体では、資金の受け皿として外郭団体を作り、そこへ職員が天下るといって「行政の無駄使いのスパイラル」が繰り返されている。岐阜県は「過去の公金に関する諸問題」から何を学んだか問われている当事者でもある。岐阜県の森づくりに必要であり、他に財源確保の方法がないというならば環境税の導入の検討は否定するものではないが、県として「哲学ある山造り」に使途することを明確にすべきである。</p>

平成22年度 第1回岐阜県木の国・山の国県民会議【追加意見】

◆森林・林業再生プラン「中間とりまとめ」について

委員	主な意見
鈴木章委員	<p>日本の人工林の問題は、本来は林業生産が不適切な場所に、昭和30年代からの拡大造林政策で人工林を造成し、森林の42%を一斉人工林にしてしまったことに起因する日本固有の森林問題です。このことを踏まえて、奥地の急傾斜地や水源地の人工林を、放置管理可能な状態まで整備し環境林へ移行させること。このことが行政が公的資金を投入してやるべき本来の森林政策だと思います。保育事業に対する公的支援と森林環境維持は相乗するものですが、林業生産に対する公的支援と森林環境維持は基本的に相反するものです(高度な見識と技術で予定調和的に相乗させることはできません)。</p> <p>国は森林の持つ公益的機能発揮のための森林整備に公的資金をこれまで投入してきました。しかし、今後は「10年後に木材自給率50%にする」ための林業振興事業のために公的資金を投入しようとしています。国が進めようとしている公的支援は、民間事業者が利益と補助金獲得を目的として参入すれば、森林の環境破壊に多大な税金が投入されるという本末転倒の自体になりかねません。(現実にそのような現場が出てきております)。国が補助金や公的事业で国策として民間をコントロールすれば、追従して民間は動きます。過去の過ちを繰り返すことにならないよう適切な判断が必要とされているのではないのでしょうか。</p>

平成22年度 第1回岐阜県木の国・山の国県民会議【追加意見】

◆その他県施策について

委員	主な意見
山川弘保委員	『恵南でパイロット事業』として実施した少量B・C材の引き受け事業の継続と全県下への展開により、小規模林家の森林施業意欲が持続できるものと考えます。また、壮年・老年の方が体を使うことで、健康維持にも寄与するのではないのでしょうか。
山川弘保委員	林家の多くは素材生産のみを行って来たため、商品としての『木』に対するノウハウを知りません。このため、現在では森林組合に委託した事業しか選択できないのが現状ですが、組合の経営が苦しい中、山主に対する利益還元がほとんどないこともあって、多くの林業家は自分の山から木を切り出し植え換えるといった、林業本来のサイクルが動かなくなっています。そこで、『森林ビジネス塾の設立』により森林や林業、木材の基礎知識や木材流通などを学び、商品開発のアイデアを練る方法、製造するテクニックの見つけ方、さらに販促、宣伝、営業の仕方を教えることで林業家、特に20～50代に対する林業への再認識を進めてはいかがでしょうか。この中では経理や法務の知識も講義し、講師には林業と関係ないマーケティングプランナーとか広告コピーライター、現役営業マン、銀行マン、弁護士などを呼ぶのも一案です。
山川弘保委員	森林組合改革の一つとして、素材流通上で組合がよく利用している県内の木材市場（県森連など）だけでなく、東海地区や北陸・中国地域などの市場調査や工務店の情報も扱うことの出来る『営業代行員』を育成して林業家や木材業者、森林組合と組ませることはどうでしょう。多くの団塊世代がリタイヤすると言って騒いでいますが、その中におられる辣腕営業マンを集めて岐阜県産木材を売りに歩いていただいたり、商品開発も提案していただくのもいいと思います。岐阜県の山の木とともに夢も売れるような、今までにない組織作りも必要かと思えます。
山川弘保委員	多くの林業家は、森林の団地化という響きから、自分の山を人のものと一緒にさせられる、との印象を抱くようです。そこで、農業協同組合に代表される“組合”という名称を用いて、『素材丸太生産組合』という組織をつくり、協同して施業を進めていただく方策があります。現在、農林水産省から出ている補助制度の中で“中山間地域・・・補助制度”がありますが、地元では〇〇地域の田圃の組合、と言った名称で呼ばれ、自治会の小班単位（所謂、封建時代の隣組）と一致することで、わずかな補助金にもかかわらず共同作業が順調に進んでいます。この組合を組織・活用することで、団地化に向けての境界確認や路網整備の話題提起、さらに協同での材積調査も行っていただくことが可能になると思えます。森林組合や市町村の林務課の職員により開催していただく団地化の説明会より、地元で昔からある“組”、“区”の組織に乗った方が効率的に進むのではないのでしょうか。
山川弘保委員	『グリーンツーリズム』を推進するために、各（旧）市町村毎に都会から来ていただけるモデルハイキングコースを自薦してもらうのもよいかと存じます。コースの草刈りを行うことで先人が使っていた旧道が復活し、途中にあったお地蔵様などの再認識が出来ます。また見晴台、案内板などの設置については、少額の補助を行い、各自治体を通じて地元任せのもいいでしょう。岐阜県としてはHP上におらが自慢の遊歩道コースを掲載し宣伝します（JR東海のハイキングコースのように）。地元で整備するため、東海自然歩道のように維持管理費に多くを使う必要はありません。私はスイスで一年半生活しましたが、どのような小さな村にも駅前・バス停にはハイキングコースが掲示してあり、途中のポイントまで何キロ、どの方向へ進めばいいのかが分かるようになっています。スイスでは年金生活者の多くの方が鉄道を利用したり、自家用車により週末に州（県）内のハイキングを楽しんでおり、退職者が勤務していた企業は交通費の半額に上限を設けて補助していました。福利厚生の一環かと思われませんが、その結果、老齢の方も歩くことが多くなり、健康維持が可能となって、健康保険料の企業負担分が減るというような内容だったと思います。そこで自治体が運行する、長良川鉄道や樽見鉄道などを含め、JR東海とも相談し、県内の鉄道旅費を半額負担にし、みんなで歩けるハイキングコースを設定するのもいいでしょう。農村や山村では、地元の方が自宅の庭先でお茶を出したりして、お茶代をもらっている場面もありました。

◆その他県施策について

委員	主な意見
山川弘保委員	<p>実業高校林業科の生徒に、自分たちが学んだ知識を社会で活用できる場として、現在、県が進めている『フォレスター科』を新設するのはいかがでしょうか。林業の基礎から始めて、将来の岐阜県林業界を背負ってもらわなければならない人材育成を始めるには、今からでも遅くはありません。ドイツのように上級フォレスターを育成する目的で、岐阜大学との提携も必要と考えます。県が千万単位の寄付金で岐阜大学に設置した地域医療センターのように、林業関係でも望まれる人材をきちんと育成していただける確証を得た上で、全国公募による講座を設置してはいかがでしょうか。こうした資格を取った学生・生徒は、優先的に県職(技術職)として採用すれば、優秀な学生が林業科に集まってくると思われま。</p>
山川弘保委員	<p>『林業高校への業務委託』という形で、県の森林計画について、若い世代に指示される計画か否かを調査してもらうことも多面的に評価する上で必要と考えます。(たとえば、島根県石見空港について、県は観光客が空港を利用する主なターゲットだと思って戦略を練っていたが、地元の大学生に調査させたところ、実はサラリーマンが主体であり、県の考えと全く異なっていた。)高校生のうちから、県の林政に触れていただくことは、実践林業の上で大切なことと思います。</p>
山川弘保委員	<p>『学校に森を作る』こと。小学校校長の山之内義一郎さんが、新潟県で行われた実践教育の一つで、その著書『森を作った校長』で紹介され、英語版にもなって海外に大きな反響を巻き起こしています。本県では中津川市で既に行われたようですが、子供の頃から木に親しむ気持ちを育むためには、木育に関するイベントと平行して、小学校6年間を継続して木と接する体験も必要と考えます。やはり、林業の本質は、人間づくりからではないでしょうか。</p>